

緊急事態宣言発出【4月25日～5月11日】に伴う教育部所管の施設（及び事業等）
について

1 学校教育について

- 感染防止対策を徹底しながら、学校運営を継続する。授業終了後は速やかに下校する。
- 部活動（小学校における吹奏楽団等の課外活動を含む）は、原則として中止する。ただし、東京都中学校体育連盟における公式戦への参加及び、参加にあたってけがの防止の観点から行う練習については、保護者の同意の上実施することは可とする。

2 学校施設開放、生涯学習施設について

- 学校における部活動の原則中止を受け、学校施設開放も中止とする。
- 屋内の体育施設（総合体育館、温水プール）は休場とする（館内の会議室を含む）。
- 屋外の体育施設は20時以降開場する施設はないため通常どおり開場する（使用にあたっては、無観客を要請する）。
- 市民会館の開館時間は原則20時までとする。
- 市民会館、武蔵野プレイスの貸館部分は、調理、カラオケは自粛を要請する。また飲食の禁止を改めて周知する。
- ふるさと歴史館は、1,000㎡以下の小規模施設であり密にならないため、開館とする。
- 図書館の開館時間は原則20時までとするが、入場整理の協力が依頼されていることから市民のみの利用に限定した上で、全席閲覧中止とする。
- 各施設の飲食スペースは閉鎖する。

3 教育部所管の事業について

- 芸文協自主イベント（5月4日～9日まで6事業が予定されている）は、定員を1/2にする等、感染症対策を実施することとされているが、他のイベントよりも高齢者の割合が多いという状況を鑑み、市としては中止する方向で働きかける。